

# 教員資格、教育内容等における 第三者による外部評価の実施について

「言語聴覚士学校養成所指定規則」、「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」等の  
教育に関連する見直しの主な検討事項 ―要望書事項の全体像①―

第1回言語聴覚士学校養成所 カリキュラム等改善検討会  
令和4年1月28日

資料4  
(一部改変)

## 1. 教育内容及びその単位数の見直し等に関する事項

### (1) 言語聴覚士学校養成所指定規則における教育内容とその単位数の見直し及び教育目標の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所における教育内容及びその単位数について見直すとともに、教育内容ごとに立てる教育目標について検討する。

### (2) 厚生労働大臣の指定する科目の見直しと教育する養成施設における「指定科目の審査基準」の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所、並びに厚生労働大臣の指定する科目を教育する学校における教育内容、単位数等の水準を揃えるため、言語聴覚士学校養成所指定規則に準じた指定科目の審査基準となるよう検討する。

### (3) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。 第1回(1/28)にて意見確認対象

## 2. 臨床実習の在り方に関する事項

### (1) 臨床実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

言語聴覚士を取り巻く環境変化に求められる教育とするため、臨床実習の中で実践学習すべき領域の見直しの検討をする。

### (2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設について

臨床実習の教育的効果を高めるために、早期から段階的に取り組むことができる実習形態とその教育目標について検討する。

### (3) 臨床実習における実習指導者の担当学生人数について

臨床実習の新たな実施方法を導入する要望に伴い、実習形態ごとに教授するのに適当な実習指導者の担当学生人数について検討をする。

### (4) 臨床実習施設において有することが求められる設備について

言語聴覚士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備について見直しの検討を行う。

### (5) 臨床実習を実施する主たる施設の新設について

実習施設の医療提供内容による実習内容の差異を考慮し、臨床実習の質を担保するための主たる実習施設を設置することについて検討する。

### (6) 臨床実習指導者の新たな要件(必須研修)の追加と既存類似研修修了者の扱いについて

臨床実習指導の質を高めるために、臨床実習指導者の要件に厚労省で定める必須研修を追加し充実させるとともに、既にある類似の研修を修了した者における扱いについて検討する。

### (7) 臨床実習前後の評価の実施について

臨床実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価を実習の単位数に含めることについて検討する。

第2回(4/22)の意見確認対象

### 3. 教員に関する事項

#### (1) 教員に関する事項について

教員の質を担保しつつ能力の向上を行うため、教員に関する事項について見直しを検討する。

#### (2) 教員の配置人数について

教育内容を充実させる要望に伴い、各教育内容を教授するのに適当な教員の配置人数について検討する。

#### (3) 専任教員の担当業務時間数について

専任教員の授業外業務等の負担を考慮し、1週間あたりの担当授業時間数について検討する。

#### (4) 専任教員となるにあたり必要となる要件について

専任教員の教育・指導力向上のため、専任教員となるにあたり必要となる要件として追加する事項を検討する。

#### (5) 臨床実習調整者の配置について

養成施設における臨床実習の計画作成、調整、進捗管理等を行う者として、専任教員から必須配置することについて検討する。

第6回(8/3)の意見確認対象

### 4. その他に関する事項

#### (1) 第三者による外部評価について

養成施設の質を担保するための外部評価とその結果公表の実施について検討する。

第7回(本日)の意見確認対象

## 1. 関係団体からの要望内容

養成施設の質の確保を図るために、指定規則、指導ガイドラインで定める範囲（教員資格、教育内容等）における評価制度の実施について、関係団体から以下の内容による見直し提案があった。

### 言語聴覚士学校養成所指定規則（現行）

記載なし

### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン（現行）

記載なし



### <要望書提案内容>

#### （追加内容）

- 教員資格及び教育内容等に関する定期的な第3者による外部評価とその結果の公表について、継続して実施する。

<要望書で求めている第三者評価の概要情報（要望書、参考資料5から抜粋）>

1. 評価内容：教員資格及び教育内容等
2. 評価対象：言語聴覚士の学校、養成施設
3. 評価実施組織：一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
4. 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の概要
  - 1) 評価内容：当機構の定める評価方法に従って、学校養成施設（課程）の教育研究活動（教育理念・目標・方針、教育環境、ハラスメント防止対策、教育内容、教育成果、社会貢献、内部質保証）を評価する。
  - 2) 評価基準：当機構が定める評価基準は、『理学療法士および作業療法士法』、『言語聴覚士法』に定める養成施設・養成所指定規則、養成施設指導ガイドライン・養成所指導要領に示されている内容の遵守を最低基準とし、評価項目ごとに上位基準を設定している（25評価項目をそれぞれ3段階の基準で評価）。
  - 3) 評価料：課程は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の各課程および昼間課程、夜間課程をそれぞれ1課程とカウントする。
    - 一般社団法人 全国リハビリテーション学校協会 会員校  
1 学校養成施設当たり 基本費用 120,000 円 + 受審する課程毎に70,000 円 （税別）
    - 一般社団法人 全国リハビリテーション学校協会 非会員校  
1 学校養成施設当たり 基本費用 840,000 円 + 受審する課程毎に490,000 円 （税別）

## ＜参考＞ 大学等に係る評価等について

	機関別認証評価	分野別認証評価
対象	全ての大学・短期大学・高等専門学校	専門職大学・専門職短期大学・専門職大学院
内容	当該大学の教育研究等（組織運営・教育課程・施設設備等）の総合的な状況	当該専門職大学等の <b>教育課程、教員組織</b> その他教育研究活動の状況
受審期間	<b>7年以内</b>	<b>5年以内</b>
認証評価機関	文部科学大臣から認証を受けた機関	文部科学大臣から認証を受けた機関

文部科学大臣から認証された評価機関（令和4年6月時点）

- 独立行政法人大学評価・学位授与機構（大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院の評価）
- 財団法人大学基準協会（大学、短期大学の評価）
- 財団法人短期大学基準協会（大学、短期大学の評価）
- 財団法人日弁連法務研究財団（法科大学院の評価）
- 財団法人日本高等教育評価機構（大学、短期大学の評価）
- 財団法人大学教育質保証・評価センター（大学の評価）

### ○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第109条

- 1 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について**自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、**政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。**ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、**政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。**ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4～7 （略）

### ○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

第40条 法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は**7年以内**、法第109条第3項の政令で定める期間は**5年以内**とする。

## 2. 論点・懸念点 及び 事務局からの提案

### 論点・懸念点

- ・ 言語聴覚士の教育において、定期的な第3者による外部評価を実施する必要がある理由はどのようなことか。
- ・ 第3者による外部評価を委託できる組織はいくつあるのか。

### 事務局からの提案内容

まずは理学療法士・作業療法士と同様に、自らの施設において点検及び評価・公表すること必須とし、第3者による評価は努力規定としてはどうか。

#### 現行

- 記載なし

#### <参考>

理学療法士・作業療法士養成施設指導ガイドライン

#### 2 一般的事項

(1)～(6) (略)

(7) 養成施設は、自らの教員資格及び教育内容等について、自己点検並びに自己評価・公表を毎年行うこと。

(8) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第3者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

#### 具体的内容

#### (追加内容)

- 養成施設は、自らの教員資格及び教育内容等について、自己点検並びに自己評価・公表を毎年行うこと。
- 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第3者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。